

○高島鞆之助賞表彰規程

(2010年12月3日制定)

(目的)

第1条 この規程は、卒業生が学校法人追手門学院（以下「学院」という。）の一員であることの意識と一体感を醸成し、卒業生一人ひとりの励みとするため、社会に貢献し、又は顕著な業績をあげ、学院の発展、名誉及び信用の向上に寄与したと認められる者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「卒業生」とは、学院又はその前身である社団法人大阪偕行社、財団法人大手前学園若しくは財団法人追手門学院が設置する学校及び幼稚園のいずれかを卒業した者をいう。

(名称)

第3条 この賞は、創設者の名を冠した高島鞆之助賞（以下「本賞」という。）と称する。

(候補者の推薦)

第4条 本賞は、学長、校長、園長、追手門学院校友会山桜会会長及び追手門学院大学校友会会長を推薦者とし、卒業生のうちから本賞を受賞するに相応しいと認めた者を、5月末日までに学院長へ推薦し、本賞の候補者とする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、前条の候補者の中から常任理事会の議を経て、学院長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年「追手門学院後援会の集い」の機会に行う。

(運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、常任理事会が別に定める。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、総務課の所管とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。